

平成24年月11月26日
資源エネルギー庁
近畿経済産業局

関西電力株式会社による電気料金値上げ認可申請等に係る公聴会 を開催します

経済産業省は、電気事業法施行規則第134条の規定に基づき、関西電力株式会社から平成24年11月26日付けに行われた電気料金値上げ申請等に係る公聴会を次のとおり開催しますので、お知らせします。

1. 公聴会の開催日時及び場所

○日時：平成25年1月28日（月）9時から
（1月29日（火）予備日（※））

※意見陳述人が多数の場合には28日に加え、29日にも開催。なお、意見陳述を行う方は、期日の指定を行うことはできません。

○場所：大阪合同庁舎1号館 第1別館大会議室
（大阪府大阪府中央区大手前1丁目5番44号）

2. 事案の要旨

○申請者：関西電力株式会社

○申請の概要：現行の電気料金を平均11.88パーセント引き上げるほか、その他の供給条件の変更等に伴う供給約款の変更を行う。

○申請者からの申請資料等については、経済産業省のホームページ
（<http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/1211kandenshiryou/index.html>）に掲載します。

なお、当該資料については、以下のところでも閲覧できます。

- ・経済産業省（東京都千代田区霞が関1丁目3番1号）
- ・近畿経済産業局（大阪府大阪府中央区大手前1丁目5番44号）
- ・関西電力株式会社の本店及び支店・営業所

3. 公聴会における意見陳述の申出方法

公聴会に出席し、意見陳述を希望される方は、以下の要領により意見陳述届出書を作成し、期日までに提出してください。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が陳述人を指定の上、その旨を届出者に通知します。

(1) 意見陳述届出書の記載事項

別記の様式に従い、以下の事項を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限ります。）を作成し、郵送またはメールにて提出してください。

- ・氏名、住所及び職業
- ・今回の事案（関西電力の値上げ認可申請等）に関する意見の概要

(2) 意見陳述届出書の提出期限

平成25年1月15日（火）《必着》

(3) 意見陳述届出書の提出先

《郵送の場合》

近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課

(〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号)

※封筒の表に「関西電力関係公聴会陳述希望」と記載してください。

《メールの場合》

受付メールアドレス：kin-denikochokai@meti.go.jp

※タイトルは、「【陳述希望】関西電力関係公聴会」と記載してください。

※意見陳述届出書は、別記の様式にて作成し、メールに添付してください。

記載事項は、できる限りA4用紙1枚にまとめ、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付してください。

4. 公聴会傍聴の申込方法

公聴会の傍聴を希望される場合は、以下の要領により、往復はがきまたはメールにてお申し込みください（一人一通に限ります。また、郵送とメールでの重複申込をされた場合は、メールでの申込を有効とします。）。なお、傍聴の申込が多数の場合は、傍聴者を指定し、その旨を申込者あて通知します。

《往復はがきの場合》

(1) 記載方法

＜往信裏面＞ 申込者の住所、氏名、「関西電力関係公聴会傍聴希望」の旨

＜返信表面＞ あて先（申込者の郵便番号、住所及び氏名）

(2) 傍聴申込はがきの提出期限

平成25年1月15日（火）《必着》

(3) 傍聴申込はがきの郵送先

近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力事業課

(〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号)

《メールの場合》

(1) メール本文に、申込者の住所、氏名、「関西電力関係公聴会傍聴希望」の旨を記入してください。

タイトルは、「【傍聴希望】関西電力関係公聴会」としてください。

(2) 傍聴申込メールの提出期限

平成25年1月15日（火）《必着》

(3) 傍聴申込受付メールアドレス

kin-denikochokai@meti.go.jp

(本発表資料についての問い合わせ先)

※公聴会の手続き等について

資源エネルギー庁電力・ガス事業部

政策課長 佐藤 悦緒

担当：曳野、尾張

電力市場整備課長 片岡 宏一郎

担当：鍋島、金田、川瀬

電話：03-3501-1511

※公聴会の会場等について

近畿経済産業局資源エネルギー環境部

電力事業課長 山本 哲弘

担当：中川、掃部（かもん）

電話：06-6966-6039